

役員等の報酬等に関する規定

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人浦河向陽会（以下「法人」という。）の定款第21条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等については、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬及び賞与等を支給する。
- (2) 非常勤役員については、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営に従事したときは別表1の通り報酬及び実費弁償費を支払う。ただし、出張等に関しては当法人旅費規定に基づき旅費を支払うことができる。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
 - (2) 賞与等手当については、別表3に定める額
- 2 役員等が職務のため出張したときは、当法人旅費規定に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員給与規程第28条に準じた日とする。
 - (2) 賞与等については、職員給与規定に準じて支給する。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった時には、立替金、積立金等を控除して支給する。

(適用除外)

第6条 施設などの職員を兼務する役員には、この規定を適用しない。

(公 表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 足)

第9条 この規程に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 非常勤役員等の報酬・費用弁償額

- ・理事会等1回出席につき、5,500円を日当として支給する。
- ・費用弁償費として交通費1kmあたり45円を支給する。(ただし、交通費は最も経済的な経路及び方法に基づいて計算を行う)

別表2 常勤役員等の報酬

- ・常勤の理事 一人当たりの各年度の総額が3,000,000円を超えない範囲で支給する。

別表3 常勤役員等の賞与等

賞与、管理職手当やその他の手当については職員給与規定に準じて支給するものとする。